

岩手県告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市鶴飼細谷地146番3の一部、146番45及び146番47の一部並びに高屋敷72番25の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 滝沢市鶴飼細谷地146番地18 社会福祉法人鶴山記念会